

お知らせ

令和6年度業務改善助成金の案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。詳細については、厚生労働省HPを確認してください。

助成率 事業場内最低賃金950円未満 4/5

事業場内最低賃金950円以上 3/4

申請期限 12月27日(金)

問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター

受付時間 平日8:30~17:15

電話番号 0120-366-440

申請書等提出先 福岡労働局雇用環境・均等部 企画課

問 福岡労働局 労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578



お知らせ

中小企業の人材確保・定着・育成を支援

福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

県は、令和6年4月に中小企業雇用環境改善支援センターを開設しました。県内中小企業の人材確保・定着・育成を支援するため、「求人票を出しているが応募がない」「若い社員が定着しない」「人材確保に活用できる助成金が知りたい」といった相談に対応しています。

開所時間 月曜日~金曜日

10:00~17:30(祝日・年末年始を除く)

所在地 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11階

(福岡県雇用対策協会内)

※支援メニューの詳細は、センターホームページで確認してください

問 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

☎ 092-739-8733 **F** 092-725-1776

✉ info-seikikoyo@ssc-f.net



支援メニュー

企業向けセミナーの開催

年間を通して人材確保・定着・育成に関するセミナーを開催しています。

専門のアドバイザーによる個別相談

社会保険労務士や人事・採用支援の実績のある専門家が人材確保・定着・育成に関する相談に応じます。オンラインや訪問による相談も可能です。

合同会社説明会の開催

支援企業を対象とした合同会社説明会を県内高等技術専門校で開催。

お知らせ

柔軟な働き方制度等導入支援事業の案内

育児休業や柔軟な働き方制度導入のメリットと併せ、国の助成金制度に関するセミナーをオンラインで開催します。社会保険労務士を派遣し、制度導入への助言を

行い、企業の魅力ある職場づくりを支援します。労務関係全般の相談も受け付けています。

1 柔軟な働き方導入促進セミナー

対象 県内中小企業の管理職や人事労務担当者等

開催日 8月8日、9月26日、10月17日、12月5日、1月21日

内容 各回2部制

【1部】柔軟な働き方制度導入について
(各回違う内容)

【2部】両立支援等助成金制度、
育児・介護休業法の改正について
(全回同じ内容)



2 柔軟な働き方制度等導入のための社会保険労務士派遣

対象 以下の①~③を全て満たす企業

- ①福岡県内に事業所を有する企業
- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ③柔軟な働き方制度等を導入することにより経営の向上を図ろうとする企業

費用 無料

回数 3回まで(1回あたり3時間以上)



問 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

☎ 092-643-3592

F 092-643-3588

✉ koyokankyo@pref.fukuoka.lg.jp